

付知川用水地区 河川協議補足検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考																						
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(業務概要) 第1-4条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-5条</p> <p>(一般事項) 第1-6条</p> <p>(管理技術者) 第1-7条</p> <p>(担当技術者) 第1-8条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、付知川用水地区のうち木曾川左岸の西山地区を対象に配水実態を把握し、その結果を踏まえて過年度業務で作成した河川協議書の修正を行うことを目的とする。</p> <p>本業務の対象とする場所は、岐阜県中津川市の付知川用水地区で、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>本業務の概要は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="523 801 1125 936"> <tr> <td>1 事前準備</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>2 西山地区の配水実態の把握</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>3 河川協議書の修正</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>4 点検とりまとめ</td> <td>1 式</td> </tr> </table> <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="491 1592 1273 1877"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>	1 事前準備	1 式	2 西山地区の配水実態の把握	1 式	3 河川協議書の修正	1 式	4 点検とりまとめ	1 式	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
1 事前準備	1 式																							
2 西山地区の配水実態の把握	1 式																							
3 河川協議書の修正	1 式																							
4 点検とりまとめ	1 式																							
資 格	技術部門	選択科目																						
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学																						
	農業	農業土木 農業農村工学																						
博士	農学																							
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																							

項 目	内 容	備 考												
(技術者情報の登録) 第1-9条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務を明確に記載するものとする。            なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>													
(保険加入) 第1-10条	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。            また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>													
第2章 作業条件 (作業条件) 第2-1条	<p>本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 本業務を実施するに際し、貸与資料を熟読した上で実施するものとする。</p>													
(参考図書) 第2-2条	<p>本業務の実施に当たって参考とする図書は、共通仕様書第2-1条による他、次の図書とし、これ以外の図書を適用する場合は、監督職員と打合せを行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="472 1355 1257 1568"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>国営土地改良事業調査計画マニュアル (平成5年3月)</td> <td>(社) 農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>国営土地改良事業調査計画マニュアル (案)「Ⅱ水田かんがい」「Ⅶ環境との調和への配慮」</td> <td>農林水産省農村振興局事務連絡</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	発行所	1	国営土地改良事業調査計画マニュアル (平成5年3月)	(社) 農業土木事業協会	2	国営土地改良事業調査計画マニュアル (案)「Ⅱ水田かんがい」「Ⅶ環境との調和への配慮」	農林水産省農村振興局事務連絡				
番号	名称	発行所												
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル (平成5年3月)	(社) 農業土木事業協会												
2	国営土地改良事業調査計画マニュアル (案)「Ⅱ水田かんがい」「Ⅶ環境との調和への配慮」	農林水産省農村振興局事務連絡												
(貸与資料) 第2-3条	<p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打合せを行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="472 1691 1273 2011"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">報告書</td> <td>令和5年度 付知川用水地区 河川協議資料作成業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>令和4年度 付知川用水地区 用水計画基礎諸元整理業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>令和元年度 付知川用水地区 事業計画等資料作成業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>平成27年度 付知川用水地区 施設状況調査等業務</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	分類	貸与資料	数量	報告書	令和5年度 付知川用水地区 河川協議資料作成業務	1式	令和4年度 付知川用水地区 用水計画基礎諸元整理業務	1式	令和元年度 付知川用水地区 事業計画等資料作成業務	1式	平成27年度 付知川用水地区 施設状況調査等業務	1式	
分類	貸与資料	数量												
報告書	令和5年度 付知川用水地区 河川協議資料作成業務	1式												
	令和4年度 付知川用水地区 用水計画基礎諸元整理業務	1式												
	令和元年度 付知川用水地区 事業計画等資料作成業務	1式												
	平成27年度 付知川用水地区 施設状況調査等業務	1式												

項 目	内 容	備 考
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-4条	<p>第2-2条、第2-3条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑問が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p>	
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>本業務における作業項目及び数量は、別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p>	
(設計作業の留意点) 第3-2条	<p>業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。</p> <p>(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 第2-2条、第2-3条に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(4) 各種検討等に用いる数値は、計算手法及び出力を明示するものとする。</p>	
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-3条	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。</p>	
	<p>1 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p>	
	<p>2 機器等の導入</p> <p>(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p> <p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p>	<p>3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4 写真の納品</p> <p>受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せは、管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(作業計画作成段階) 第3回 中間打合せ(西山地区の用水量算定に必要な基礎資料作成段階) 第4回 中間打合せ(河川協議書の修正資料作成段階) 最終回 成果物とりまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、別紙-2に記載される割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち合いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部</li> <li>2. 成果物及び成果物の概要版の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</li> </ol>	

項 目	内 容	備 考
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。  愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番  東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所</p>	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2章に示す「作業条件」に変更が生じた場合。</li> <li>(2) 第3章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。</li> <li>(3) 第4章に示す「打合せ」に変更が生じた場合。</li> <li>(4) 第5章に示す「成果物」に変更が生じた場合。</li> <li>(5) 履行期間の変更が生じた場合。</li> <li>(6) 関係機関等の対外的協議等により、業務計画等に変更が生じた場合。</li> <li>(7) その他</li> </ol>	
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

## 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 事前準備	1) 現地調査 業務実施に必要な現地調査を実施する。	1 式	
	2) 資料の検討 貸与資料の内容を把握するとともに、業務実施に必要な資料収集及び検討を行い、作業計画を作成する。	1 式	
2. 西山地区の配水実態の把握	付知川用水地区の木曾川左岸に位置する西山地区の現地において、幹線水路の分水工等の実態を把握して、用水量算定の補足検討に必要な、配水管理用水等の必要水量の根拠となる基礎資料を作成する。	1 式	
3. 河川協議書の修正	上記の作業を踏まえ、過年度業務で作成された河川協議書を修正する。	1 式	
4. 点検とりまとめ	上記の各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	

別紙－２（第４－１条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除した割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあつては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額